



石運輸第89号
石運整第37号
平成30年5月7日

旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長



「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の
一部改正について

標記のことについて、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から
平成30年4月24日付北信交旅第54号、北信交監第28号、北信技保第21号の
とおり通達がありましたので、了知願います。



北信交旅第54号
北信交監第28号
北信技保第21号
平成30年4月24日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局 自動車交通部長
(公印省略)

北陸信越運輸局 自動車技術安全部長
(公印省略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、旅客課長及び整備課長から別紙写し(平成30年4月20日付け国自安第9号、国自旅第31号、国自整第24号)のとおり通達があったので、遗漏のないよう取り計らわれるとともに、関係事業者に周知願います。



國自安第 9 号
國自旅第 3 1 号
國自整第 2 4 号
平成 30 年 4 月 20 日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

自動車局旅客課長
(公印省略)

自動車局整備課長
(公印省略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

本日付けで、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」(平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号) の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遗漏のないよう取り計らわ
れたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

国自安第9号
国自旅第31号
国自整第24号
平成30年4月20日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

自動車局旅客課長
(公印省略)

自動車局整備課長
(公印省略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

本日付けで、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」(平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計られたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



【別添】
国自安第 9 号の 2
国自旅第 31 号の 2
国自整第 24 号の 2
平成 30 年 4 月 20 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

國 土 交 通 省
自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、本日付けて別紙の新旧対照表のとおり改正し、各地方運輸局（関東・近畿を除く）自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴連合会）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

別添

新	旧
国自総第446号 国自旅第161号 国自整第149号 平成14年1月30日 一部改正 国自総第120号 国自旅第46号 国自整第47号 平成14年6月28日 一部改正 国自総第286号 国自旅第132号 国自整第114号 平成14年10月1日 一部改正 国自総第540号 国自旅第243号 国自整第226号 平成15年3月31日 一部改正 国自総第553号 国自旅第263号 国自整第186号 平成16年3月29日 一部改正 国自総第392号 国自旅第185号 国自整第83号 平成17年12月5日 一部改正 国自総第329号 国自旅第187号 国自整第95号 平成18年9月29日 一部改正 国自総第587号 国自旅第328号 国自整第179号 平成19年3月30日 一部改正 国自安第29号 国自旅第82号 国自整第42号 平成20年6月11日 一部改正 国自安第54号 国自旅第120号	国自総第446号 国自旅第161号 国自整第149号 平成14年1月30日 一部改正 国自総第120号 国自旅第46号 国自整第47号 平成14年6月28日 一部改正 国自総第286号 国自旅第132号 国自整第114号 平成14年10月1日 一部改正 国自総第540号 国自旅第243号 国自整第226号 平成15年3月31日 一部改正 国自総第553号 国自旅第263号 国自整第186号 平成16年3月29日 一部改正 国自総第392号 国自旅第185号 国自整第83号 平成17年12月5日 一部改正 国自総第329号 国自旅第187号 国自整第95号 平成18年9月29日 一部改正 国自総第587号 国自旅第328号 国自整第179号 平成19年3月30日 一部改正 国自安第29号 国自旅第82号 国自整第42号 平成20年6月11日 一部改正 国自安第54号 国自旅第120号

国自整第 47号
平成20年9月28日
一部改正 国自安第117号
国自旅第194号
国自整第91号
平成21年11月20日
一部改正 国自安第6号
国自旅第8号
国自整第6号
平成22年4月28日
一部改正 国自安第170号
国自旅第246号
国自整第145号
平成23年3月31日
一部改正 国自安第76号
国自旅第169号
国自整第147号
平成24年4月16日
一部改正 国自安第34号
国自旅第206号
国自整第56号
平成24年6月29日
一部改正 国自安第48号
国自旅第223号
国自整第70号
平成24年7月18日
一部改正 国自安第105号
国自旅第331号
国自整第158号
平成24年11月22日
一部改正 国自安第16号
国自旅第14号
国自整第24号
平成25年5月15日
一部改正 国自安第70号
国自旅第82号
国自整第84号
平成25年7月26日
一部改正 国自安第127号
国自旅第203号

国自整第 47号
平成20年9月28日
一部改正 国自安第117号
国自旅第194号
国自整第91号
平成21年11月20日
一部改正 国自安第6号
国自旅第8号
国自整第6号
平成22年4月28日
一部改正 国自安第170号
国自旅第246号
国自整第145号
平成23年3月31日
一部改正 国自安第76号
国自旅第169号
国自整第147号
平成24年4月16日
一部改正 国自安第34号
国自旅第206号
国自整第56号
平成24年6月29日
一部改正 国自安第48号
国自旅第223号
国自整第70号
平成24年7月18日
一部改正 国自安第105号
国自旅第331号
国自整第158号
平成24年11月22日
一部改正 国自安第16号
国自旅第14号
国自整第24号
平成25年5月15日
一部改正 国自安第70号
国自旅第82号
国自整第84号
平成25年7月26日
一部改正 国自安第127号
国自旅第203号

国自整第148号
平成25年8月23日
一部改正 国自安第209号
国自旅第343号
国自整第243号
平成25年12月16日
一部改正 国自安第312号
国自旅第623号
国自整第398号
平成26年3月31日
一部改正 国自安第155号
国自旅第229号
国自整第239号
平成27年11月9日
一部改正 国自安第112号
国自旅第153号
国自整第161号
平成28年9月8日
一部改正 国自安第161号
国自旅第233号
国自整第225号
平成28年11月17日
一部改正 国自安第264号
国自旅第405号
国自整第380号
平成29年3月17日
一部改正 国自安第112号
国自旅第162号
国自整第169号
平成29年9月29日
一部改正 国自旅第241号
平成29年12月27日
最終改正 国自安第266号
国自旅第339号
国自整第361号
平成30年3月30日
最終改正 国自安第 9号
国自旅第 31号
国自整第 24号
平成30年4月20日

国自整第148号
平成25年8月23日
一部改正 国自安第209号
国自旅第343号
国自整第243号
平成25年12月16日
一部改正 国自安第312号
国自旅第623号
国自整第398号
平成26年3月31日
一部改正 国自安第155号
国自旅第229号
国自整第239号
平成27年11月9日
一部改定 国自安第112号
国自旅第153号
国自整第161号
平成28年9月8日
一部改正 国自安第161号
国自旅第233号
国自整第225号
平成28年11月17日
最終改正 国自安第264号
国自旅第405号
国自整第380号
平成29年3月17日
最終改正 国自安第112号
国自旅第162号
国自整第169号
平成29年9月29日
一部改正 国自旅第241号
平成29年12月27日
一部改正 国自安第266号
国自旅第339号
国自整第361号
平成30年3月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第21条 過労防止等

- (1)～(4) (略)
(5) 健康状態の把握及び疾病・疲労・睡眠不足等のある乗務員の乗務禁止（第5項）
① 「健康状態の把握」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項に基づく健康診断、同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断、同条第5項ただし書きの場合において運転者が受診する健康診断を行うことをいう。
② 「その他の理由」とは、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり等をいう。
(6)・(7) (略)

第24条 点呼等

- (1) 乗務前、乗務途中及び乗務後の点呼等の実施（第1項から第3項まで）
①～③ (略)
④ 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であってそのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を隨時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。
⑤～⑧ (略)
(2) (略)
(3) 乗務前、乗務後及び乗務途中の点呼等の記録等（第5項）
点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨及び報告又は指

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第21条 過労防止等

- (1)～(4) (略)
(5) 健康状態の把握及び疾病・疲労等のある乗務員の乗務禁止（第5項）
① 「健康状態の把握」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項に基づく健康診断、同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断、同条第5項ただし書きの場合において運転者が受診する健康診断を行うことをいう。
② 「その他の理由」とは、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等をいう。
(6)・(7) (略)

第24条 点呼等

- (1) 乗務前、乗務途中及び乗務後の点呼等の実施（第1項から第3項まで）
①～③ (略)
④ 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であってそのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を隨時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。
⑤～⑧ (略)
(2) (略)
(3) 乗務前、乗務後及び乗務途中の点呼等の記録等（第5項）
点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨及び報告又は指

示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

① 乗務前点呼

イ～ヘ (略)

ト. 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

チ～ヌ (略)

② (略)

③ 乗務途中点呼

イ～ヘ (略)

ト. 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

チ・リ (略)

第47条の9 運行管理者等の選任

(1)～(7) (略)

(8) 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。

イ. (略)

ロ. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができない

ハ. ニ. (略)

(9) (略)

示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

① 乗務前点呼

イ～ヘ (略)

ト. 運転者の疾病、疲労等の状況

チ～ヌ (略)

② (略)

③ 乗務途中点呼

イ～ヘ (略)

ト. 運転者の疾病、疲労等の状況

チ・リ (略)

第47条の9 運行管理者等の選任

(1)～(7) (略)

(8) 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。

イ. (略)

ロ. 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができない

ハ. ニ. (略)

(9) (略)

附 則

改正後の通達は、平成30年6月1日から施行する。